

(様式2)

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
「令和7年度島根県への移住就農 促進に係るプログラム実施業務」に 係る業務委託	R7.4.1	株式会社マイファーム 京都府京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル1 階	3,157,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないものとし て、プロポーザルによる随意契約とした。	-	-	農業経営課	
						-	-		
						-	-		
「令和7年度島根県農業経営・就農 支援センター事務局設置運営・経営 サポート活動業務業務」に係る委託 契約	R7.4.18	島根県農業協同組合 松江市殿町19番地1	7,270,000	第167条の2第1項第2号	企画提案競技を実施し、審査委員会による審査の 結果、契約相手として適当であると認められたため	-	-	農業経営課	
						-	-		
						-	-		
酒造好適米「緑の舞」利用拡大企画 運営業務委託	R7.4.11	島根県酒造協同組合 島根県松江市東津田町1258-1	4,074,000	第167条の2第1項第2号	本業務の実施にあたっては、県内の蔵元毎の県産酒 造好適米「緑の舞」の要望数量及び調達時期などを調 整できる体制に加え、酒造好適米及び日本酒の生産・ 販売に関する専門知識を必要とする。 島根県酒造協同組合は、酒蔵毎の仕入数量の調整 から調達、本業務におけるPR資材の企画・作成、試 験醸造した日本酒の求評等の一連の業務を一体的に 行うことができ、関係事業者との連絡調整の体制は十 分であり、県産酒米全般に係る専門知識も蓄積されて いる。 また、島根県酒造協同組合は、日頃から県産日本酒 の生産・販売促進活動を行っており、経験豊富である ほか、県産酒造好適米の広告・販売拡大への柔軟な 対応が可能である。 なお、県内各蔵元から原材料の要望数量の取りまと め及び数量調整、生産者団体からの原材料の調達を 行っている事業体は、各蔵元を構成員とする島根県 酒造協同組合しかないため。	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
島根県オリジナルぶどう「神紅」に係 るアドバイザー契約	R7.4.1	株式会社ONE・GLOCAL 東京都港区芝公園二丁目6番8号 日本女子会館 OWL	2,640,000	第167条の2第1項第2号	島根県オリジナルぶどう「神紅」のブランド構築・マー ケティング戦略に関わってきた実績から、今後の取組 の方向を理解している唯一の会社であるため。	-	-	産地支援課	
						-	-		
						-	-		
有機JAS認証取得支援体制強化業 務	R7.4.24	特定非営利活動法人 島根有機農業協会 島根県邑智郡美郷町粕淵404番地5	7,000,000	第167条の2第1項第2号	県内で有機JAS認証制度に精通しており、農業関係 者への指導対応が可能な者が県内では同協会のみ であるため。	-	-	産地支援課	追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
美味しまね認証支援業務委託	R7.4.1	公益財団法人しまね農業振興公社 松江市黒田町432-1	35,200,000	第167条の2第1項第2号	業務に必要な農業生産工程管理の指導、審査技術 を有し、「美味しまね認証」について生産者と利害関係 を有しない組織は県内では同公社のみであるため。	-	-	産地支援課	R8.2. 24付変 更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
美味しまね認証残留農薬検査業務	R7.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原一丁目4番6号	1検査あたり (100項目)33,000 (Cd) 7,000	第167条の2第1項第2号	業務に必要な残留農薬基準に対応した検査体制、 検体を受領及び送付体制を有し、業務に係る協議・調 製を綿密に実施し、円滑な検査が実施できる組織は 県内では同公社のみであるため。	-	-	産地支援課	単価契約 予定総額 16,000,600円
						-	-		
						-	-		
島根県立ふるさと森林公園管理運 営業務	R7.4.1	特定非営利活動法人 もりふれ倶楽部 松江市島根町野波351番地	12,780,900	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により委託先選定審査会で選定さ れたため	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 水と緑の森づくり情報発信業務	R7.4.25	島根みーもキャラバン隊 代表企業 株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383	9,647,000	第167条の2第1項第2号	提案競争を実施し、審査委員会による審査の結果、 契約相手として適当であると認められたため。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 治山施設点検支援業務委託	R7.4.1	一般社団法人島根県森林協会 松江市母衣町55	9,854,900	第167条の2第1項第2号	契約の相手方は、森林整備事業及び治山・林道事 業等の普及、促進に関する事業等を行うことを目的と して設立された法人で、治山施設の点検や防災講習 会も事業として行っており、当該業務を適切かつ確実 に実施できる県内唯一の団体であるため。	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県森林情報システム運用保守 業務委託	R7.4.1	応用地質株式会社島根営業所 松江市御手船場町565番地8	9,496,300	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システム(クラウド) を開発しており、同社でなければ当該システムの運 用保守を行えないため。	-	-	森林整備課	R7.11.21付変 更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県森林情報システム保守業務 委託	R7.4.1	パシフィックコンサルタンツ株式会社山陰事務所 松江市末次本町46番地	3,952,300	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システムを開発し ており、同社でなければ当該システムの運用保守を行 えないため。	-	-	森林整備課	R7.12.24付変 更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度—島根県森林情報システム機能改良業務委託	R7.4.26	応用地質株式会社—島根営業所—営業所長 島根県松江市御手船場町566番地8	3,958,900	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システムを開発しており、同社でなければ当該システムの運用保守を行えないため。	-	-	農林水産部 森林整備課	R7.11.12付変更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 新たな森林管理システム推進業務委託	R7.4.1	一般社団法人島根県森林協会 松江市母衣町55	11,737,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方は、森林経営管理制度の運用に関し、森林経営等の技術的知見を要する市町村業務を支援するための新たな部署「森林経営推進センター」を設置しており、本業務を遂行できる体制を整備している県内唯一の団体であるため。	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務委託	R7.4.24	アジア航測株式会社出雲営業所 出雲市中野美保南3丁目3—4	59,999,500	第167条の2第1項第2号	提案競技による	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農地・農業用施設等災害復旧事業補助申請システム運用業務	R7.4.1	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	2,255,000	第167条の2第1項第2号	—災害復旧事業の補助申請システムを使用できるのは、島根県および島根県が認めた公共団体(市町村等)と著作権を所有する島根県土地改良事業団体連合会のみである。従って、本業務を執行できるのは、島根県土地改良事業団体連合会以外にない。	-	-	農地整備課	R8.3.24付変更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度—国営宍道湖西岸土地改良事業—換地業務	R7.4.26	島根県松江市黒田町432番地1 島根県土地改良事業団体連合会 会長—梶野弘和	28,270,000	第167条の2第1項第2号	—本業務を遂行するためには、換地に関する専門的な知識が必要とされ、また昨年度、一昨年度の換地業務と一連の業務であり、当該換地区の換地計画原案を踏まえたうえで業務を行う必要がある。 —島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地主が多数在籍し、過去の県営ほ場整備事業にかかる換地業務実績を有しており、換地に係る総合的な地元調整能力を有する唯一の団体であることから随意契約するものである。	-	-	農地整備課	R8.2.20付契約変更のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
種苗生産等に関する業務委託	R7.4.1	公益社団法人島根県水産振興協会 松江市菅田町180番地	86,670,000	第167条の2第1項第2号	—栽培漁業を推進する県内唯一の公益法人であるとともに、中間育成放流や放流効果調査も併せて実施するなど効果的な栽培漁業の推進ができる唯一の団体でもあるため	-	-	沿岸漁業振興課	R8.3.12付け変更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
島根県代系アユ作出に関する業務	R7.4.30	江川漁業協同組合 邑智郡川本町大字因原567番地1	4,488,730	第167条の2第1項第2号	次の1)～2)に基づき、当該漁協が唯一の実施者（受託者）であると判断したため 1)アユ種苗生産・中間育成能力を有すること 江川漁業協同組合は400万尾の生産能力を持つアユの種苗生産施設および中間育成施設を有し、かつ、約50年のアユの種苗生産業務の実績を有する 2)代替団体がいないこと 本県には江川漁業協同組合以外にアユの種苗生産能力を有する団体がいない	-	-	沿岸漁業振興課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 中海揖屋地+B6.J8区 基幹水利施設管理事業（一般型）	R7.4.	揖屋干拓地土地改良区 松江市東出雲町錦浜473番地1	11,950,000	第167条の2第1項第2号	本業務の対象である「揖屋排水機場」は、流入する幹線・支線排水路並びに潮廻し水路の排水状況、水位調整と密接に連動しており、一体的に管理しないと干拓地が冠水する。 現在、排水路等を管理しているのは揖屋干拓地土地改良区であり、本業務を適切かつ確実に実施できるのは揖屋干拓地土地改良区以外ない。また、揖屋干拓地土地改良区は土地改良法に基づく公法人である。	-	-	東部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
豚熱ワクチン接種業務委託	R7.4.1	田部猪三雄 飯石郡飯南町上赤名760-1	130円/頭	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは知事認定獣医師のみが接種を行うことができ、管内の認定獣医師は2名のみである。その各々とワクチン接種業務委託を締結する。	-	-	東部農林水産振興センター （出雲家畜衛生部）	単価契約 予定総額 2,516,020円
						-	-		
						-	-		
豚熱ワクチン接種業務委託	R7.4.1	大久保光晴 広島市中区舟入南三丁目1-18-1-102号	130円/頭	第167条の2第1項第2号	同上	-	-	東部農林水産振興センター （出雲家畜衛生部）	単価契約 予定総額 2,516,020円
						-	-		
						-	-		
令和7年度 シカ適正管理対策委託事業	R7.4.1	出雲市 出雲市今市町70	25,480,000	第167条の2第1項第2号	シカ対策事業のメニュー（捕獲対策・被害防止対策・生息環境整備）を地元住民と調整を図りながら適切に実施でき、シカが生息している出雲北山山地で対応できるのは出雲市以外にないため。	-	-	東部農林水産振興センター 出雲事務所	
						-	-		
						-	-		
令和6年度 島根地区（浜田漁港）水産物供給基盤機能保全事業 積算業+B6.K8務委託（その2）	R7.4.11	（一社）水産土木建設技術センター松江支所 松江市津田町301番地	2,475,000	第167条の2第1項第2号	当所発注の浜田漁港排水浄化施設改良工事における積算業務の受注実績があり、浄化施設の機械設備及び電気設備等に関する高度な専門知識を有する唯一の公益法人等であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
豚熱ワクチン接種業務委託（丸永（株） 敬川農場）	R7.4.1	出雲市大津町3629-7 加地 肇	130円/頭	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 予定総額 11,456,640
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
豚熱ワクチン接種業務委託((株)島根ポーウ金城農場)	R7.4.1	浜田市旭町丸原1211-2 岡崎尚之	130円/頭	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 予定総額 11,456,640
						-	-		
						-	-		
豚熱ワクチン接種業務委託((有)邑智ビッグファーム)	R7.4.1	浜田市旭町丸原1211-2 岡崎尚之	130円/頭	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部	単価契約 予定総額 5,331,430
						-	-		
						-	-		
豚熱ワクチン接種業務委託((株)ロハスファーム)	R7.4.1	鹿児島県鹿児島市小松原2丁目23番19 サーバス小松原301 本田 宣明	130円/頭	第167条の2第1項第2号	豚熱ワクチンは国指定の薬剤であり、県及び島根県知事認定獣医師のみが接種を行うことができる	-	-	西部農林水産振興センター 益田家畜衛生部	単価契約 予定総額 2,784,470
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農業経営者育成事業運営業務委託	R7.4.1	株式会社マイファーム 京都府京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル1階	12,144,000	第167条の2第1項第2号	提案競技による	-	-	農林大学校	
						-	-		
						-	-		
液体窒素貯槽施設賃借	R7.4.1	山陰酸素工業株式会社出雲支店 出雲市長浜町457-8	2,376,000	第167条の2第1項第2号	当センターへの液体窒素供給業者であり、その貯槽は他社では行えないため	-	-	畜産技術センター	
						-	-		
						-	-		
畜産技術センターふれあい施設管理業務委託	R7.4.1	島根県馬術連盟 出雲市下古志町575-19	4,090,000	第167条の2第1項第2号	動物広場の飼養管理について、公共団体で専門知識に富む馬術連盟への委託が必要であるため	-	-	畜産技術センター	
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度 都道府県活動支援事業業務(シカ生息状況調査)	R7.5.22	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	7,722,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度島根県広域捕獲活動支援事業業務(シカ生息状況調査) (変更契約)	R7.5.29	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	5,885,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 中山間ふるさと水と土基金事業事業 支援業務	R7.5.1	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	6,930,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、棚田組織とのつながりを有し、各棚田での保全活動や交流活動の実情にも精通しているとともに、ホームページによる情報発信に精通していることが不可欠である。 契約相手方は各棚田地域と強いつながりのある団体であること、県内の中山間地域の状況に精通しており、ホームページの制作・運営も実施するなど、ホームページの運営にも精通している。 以上のことから、本業務を適切に実施できるのは契約相手方のみである。	-	-	農村整備課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 「しまねの木」活用建築士・工務店 認定制度運用支援業務	R7.5.2	一般社団法人 島根県木材協会 松江市母衣町55	4,620,000	第167条の2第1項第2号	一般社団法人島根県木材協会は、川上から川下までの林業・木材関係者を構成員とし、木材・木製品の品質、認証等に関する事業を実施している。 また、JAS法に基づく第三者検査機関としても認可を受けるなど、木材・木製品の品質、性能に関する十分な知見を有している。 本業務は、工務店や建築士に対し木材の性能、性質や利用方法について講習する業務であり、県産木材の利用方法に精通している島根県木材協会が本業務を実施可能な唯一の団体である。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県林業魅力向上プログラム推進 業務	R7.5.19	公益社団法人島根県林業公社 松江市黒田町432-1	6,611,000	第167条の2第1項第2号	林業労働者の確保のため、「事業の合理化の促進」を支援する「林業労働力確保支援センター」に島根県知事が指定した唯一の団体であり、林業事業体の実情に応じた合理化促進等の支援をすべき県内の林業事業体を把握しているため。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県山地災害危険地区再点検業務その1	R7.5.7	アジア航測株式会社出雲営業所 出雲市中野美保南3丁目3-4	33,530,200	第167条の2第1項第2号	提案競技を実施し、審査委員会で選定されたため。	-	-	森林整備課	R7.12.3付変更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年 県営ほ場整備調査 橋波地区 事業計画策定業務	R7.5.26	島根県土地改良事業団体連合会 島根県松江市黒田町432番地1	5,720,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を数多く有し、土地改良事業関係の公法人として土地改良法や農業農村整備事業の事業制度に広く精通している。また、県営ほ場整備事業をはじめとする土地改良事業の計画作成の実績を多数有している。このため、本業務を適正かつ確実に実行できるのは県内では土地改良事業団体連合会以外ないと認められる。	-	-	東部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農業競争力強化農地整備事業 桜江江尾地区 事業計画策定業務	R7.5.21	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	4,730,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士をはじめ、ほ場整備に精通している技術者が多数在籍しており、ほ場整備の事業計画から効果算定及び換地業務まで一貫して業務を行うことができる県内唯一の組織であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 中山間地域等直接支払交付金事務 支援システム改修業務委託	R7.6.16	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	3,630,000	第167条の2第1項第2号	—中山間地域等直接支払交付金事務支援システムについては、令和4年度に島根県土地改良事業団体連合会によって開発されており、システムの仕様を把握して当該事業者でなければ実施できない。 —また、今回の改修は、新たな制度内容に適応した仕様への更新であり、制度内容を正確に理解していることが求められる。当該事業者は当該制度の集落協定からの事務委託も請け負っており、制度内容に精通している。	-	-	農山漁村振興課	R8.1年29付変更契約のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度島根県集落点検事業業務	R7.6.30	株式会社 野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町922-7	2,464,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度島根県二ホンザル被害 対策事業業務	R7.6.30	株式会社 野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町922-7	3,175,700	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でない、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
次期島根県森林情報 システム要件整理業務	R7.6.4	パンフィックコンサルタンツ株式会社 山陰事務所長 松江市末次本町46番地	2,995,300	第167条の2第1項第2号	提案競技による	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度 安来地区 防災重点農業用ため池 監視管理体制整備業務	R7.6.5	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	9,680,000	第167条の2第1項第2号	島根県土地改良事業団体連合会は、これまでに5,064箇所のため池を調査し、技術的な評価を行っている。また、ため池サポートセンターを運営しており、県内のため池の被害状況を把握し、管理者に対して保全管理の助言等を行っている。加えて、県内全ての防災重点農業用ため池のハザードマップを作成しており、被災時の被害予測を行い、避難経路についても精通している。 技術的な知見に加え、ため池の保全管理や非常時の避難行動なども把握している県内唯一の団体である。	-	-	東部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
栽培漁業センター取水ポンプイン パータ修繕工事	R7.6.27	ヤンマー船用システム株式会社 中四国営業部山陰支店 鳥取県境港市竹内団地127番地	3,414,400	第167条の2第1項第1号	予定価格が島根県会計規則第66条の表第1号で定める額を超えないため	(有)作野鉄工所	3,532,320	沿岸漁業振興課	追加公表分
						(有)境港三栄マリン	3,583,800		
						-	-		
令和7年度島根県新人捕獲者実践 研修事業の業務委託	R7.7.22	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	4,719,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
ほ場整備地区における省力化技術 導入等に係る検討業務	R7.7.10	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	9,900,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、ほ場整備に関連した省力化・低コスト化技術の導入を検討するものであるため、ほ場整備に関する知識が不可欠なうえ、ほ場整備実施地区の営農計画及び基盤整備計画等を把握・理解し業務を遂行する必要がある。 契約相手方は、県営ほ場整備事業の調査・測量・設計を多く受注しており、ほ場整備の整備工法等に精通している。 以上のことから、本業務を適切に実施できるのは、契約相手方のみである。	-	-	農村整備課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 浜田漁港 費用対効果算定業務	R7.7.16	株式会社エイト日本技術開発松江支店 松江市東朝日町151番地34	2,959,000	第167条の2第1項第2号	浜田漁港における費用対効果算定の業務実績があり、港勢に精通していることから、資料収集や現地踏査等を最小限に抑え、短期間での業務実施が可能な唯一の相手先であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
『しまね和牛』認知拡大対策実施業務 に係る委託契約	R7.7.31	株式会社バルニバービ 大阪府大阪市南堀江1-14-26	5,500,000	第167条の2第1項第2号	企画提案競技を実施し、審査委員会による審査の結果、契約相手として適当であると認められたため	-	-	畜産課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度島根県ツキノワグマ遺伝 構造解析業務の委託	R7.8.5	株式会社 野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町922-7	2,196,700	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度 島根県の就農PR動画等の制作業 務	R7.8.1	株式会社広告通信社 広島県広島市中区中町8－12広島グリーンビル2階	7,997,000	第167条の2第1項第2号	企画提案競技を実施し、審査委員会による審査の結果、契約相手として適当であると認められたため。	-	-	農業経営課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度―県単ため池安全確保 事業―しまねため池サポートセン ター運営その2業務	R7.8.6	島根県土地改良事業団体連合会 会長―楢野弘和 松江市黒田町4-3-2番地1	4,867,500	第167条の2第1項第2号	―本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。― ―島根県土地改良事業団体連合会は、これまでにため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を本連合会が管理・運営している「水主里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。―	-	-	農地整備課	R6.12.26付契約を変更のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和6年度―農業水路等長寿命化・ 防災減災事業―しまねため池サ ポートセンター運営業務	R7.8.6	島根県土地改良事業団体連合会 会長―楢野弘和 松江市黒田町4-3-2番地1	6,494,400	第167条の2第1項第2号	―本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。― ―島根県土地改良事業団体連合会は、これまでにため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を本連合会が管理・運営している「水主里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。―	-	-	農地整備課	R6.12.26付契約を変更のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農業水路等長寿命化・防災減災事 業―ため池ハザードマップ作成業務	R7.8.24	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町4-3-2番地1	4,730,000	第167条の2第1項第2号	―過去の点検実績を踏まえ、防災重点農業用ため池の氾濫解析が実施でき、浸水想定区域図の作成及び歩行困難区域を円滑かつ迅速に推定できる唯一の団体である。―	-	-	農地整備課	R8.3.16付契約変更のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農業水路等長寿命化・防災減災事 業―しまねため池サポートセンター 運営業務	R7.8.24	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町4-3-2番地1	3,440,000	第167条の2第1項第2号	―本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。― ―島根県土地改良事業団体連合会は、これまでにため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を本連合会が管理・運営している「水主里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。―	-	-	農地整備課	R8.3.18付契約変更のため削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
しまねGREEN & WOODフェア2025実 施業務	R7.8.12	一般社団法人島根県木材協会 松江市母衣町55	6,050,000	第167条の2第1項第2号	川上側の森林整備や川下側の県産木材製品・木造住宅等のPRを行うため関係企業の出展等の協力を得る必要があり、関係企業への円滑な情報提供や参画への働きかけができる団体は一般社団法人島根県木材協会をおいて他にないため。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
漁船登録システム及び漁業許可システム のWEBシステムへの移行調書作成業務	R7.8.18	日本事務器株式会社 札幌市中央区北5条西6丁目 札幌センタービル11階	3,176,250	第167条の2第1項第2号	性質又は目的が競争入札に適しないもの(契約の目的物が特定のものでなければ納入できないもの)であるため	-	-	水産課	
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度 島根地区（浜田漁港）水産物供給基 盤機能保全事業（浄化） 現場技術業務	R7.8.28	（一社）水産土木建設技術センター松江支所 松江市津田町301番地	2,695,000	第167条の2第1項第2号	浜田漁港排水浄化施設改良工事における工事監督 業務の受注実績があり、同浄化施設の機械設備及び 電気設備等に関する高度な専門知識を有する唯一の 公益法人等であるため。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 浜田漁港県単局部改良事業 管路接続検討業務	R7.8.21	ケーシーコンサルタント(株) 松江市浜乃木2丁目5番3号	4,620,000	第167条の2第1項第2号	管路施設改修時の業務実績があり、現地に精通して いることから、資料収集や現地踏査等を最小限に抑 え、短期間での業務が可能な唯一の相手先であるた め。	-	-	西部農林水産振興センター	
						-	-		
						-	-		
島根県シカ等による森林被害緊急 対策事業業務（シカ生息状況調査）	R7.9.5	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	2,862,200	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	R8.1.28付契 約変更のため 削除 追加公表分
						-	-		
						-	-		
露地専用たまねぎ移植機 1台	R7.10.1	全国農業協同組合連合会島根農機事務所 松江市穴道町佐々布19-1	6,443,800	第167条の2第1項第8号	一般競争入札に付して入札者がいないとき。	有限会社 協同サービス	6,477,900	農林大学校	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県ツキノワグマ市街地出没時 対応研修業務	R7.11.14	一般財団法人 自然環境研究センター 東京都墨田区江東橋三丁目3番7号	2,706,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県イノシシ個体群動態の推定	R7.11.25	株式会社 野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町922-7	2,586,100	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県ニホンジカ個体群動態の推 定	R7.11.25	株式会社 野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町922-7	2,586,100	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度 林業省力化技術実証業務（江の川 下流域）	R7.11.17	江の川下流域林業活性化センター 浜田市片庭町254	2,099,900	第167条の2第1項第2号	契約相手先は、流域内の林業・木材産業に携わる 者により構成され、長年にわたって林業の振興に取り 組む団体。 過去、県の委託業務を適切に実施した実績があり、 本業務も適切に遂行する能力を有する。 実証業務は、森林所有者の承諾を得て、作業実施、 データ収集・分析を行うもので、センター構成員の協 力を得て確実に実施できる唯一の団体である。	-	-	林業課	
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県森林情報システ ム機能改良業務委託(変更契約)	R7.11.12	応用地質株式会社 島根営業所 営業所長 島根県松江市御手船場町565番地8	5,158,321	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システムを開発して おり、同社でなければ当該システムの運用保守を行え ないため。	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県森林情報システ ム運用保守業務委託(変更契約)	R7.11.21	応用地質株式会社 島根営業所 営業所長 島根県松江市御手船場町565番地8	8,995,940	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システム(クラウド) を開発しており、同社でなければ当該システムの運用 保守を行えないため。	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県山地災害危険地区再点検業 務その1(変更契約)	R7.12.3	アジア航測株式会社出雲営業所 出雲市中野美保南3丁目3-4	34,901,900	第167条の2第1項第2号	提案競技を実施し、審査委員会で選定されたため。	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 島根県森林情報システ ム保守業務委託(変更解約)	R7.12.24	パシフィックコンサルタンツ株式会社 山陰事務所長 島根県松江市末次本町46番地	7,302,220	第167条の2第1項第2号	契約の相手方が島根県森林情報システムを開発して おり、同社でなければ当該システムの運用保守を行え ないため。	-	-	森林整備課	追加公表分
						-	-		
						-	-		
島根県シカ等による森林被害緊急 対策事業業務(シカ生息状況調査) (変更契約)	R8.1.28	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 兵庫県丹波市青垣町佐治94番地-2	3,412,200	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	R7.9.5付契約 を変更 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度島根県ツキノワグマ目撃 情報管理システム構築業務	R8.1.16	株式会社 八雲ソフトウェア 松江市朝日町478番地18 松江テルサ別館2階	2,750,000	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達し得ない	-	-	農山漁村振興課	追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
R7年度中山間地域等直接支払交付金事務支援システム改修業務 (変更契約)	R8.1.29	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	4,730,000	第167条の2第1項第2号	中山間地域等直接支払交付金事務支援システムについては、令和4年度に島根県土地改良事業団体連合会によって開発されており、システムの仕様を把握している当該事業者でなければ実施できない。 また、今回の改修は、新たな制度内容に適応した仕様への更新であり、制度内容を正確に理解していることが求められる。当該事業者は当該制度の集落協定からの事務委託も請け負っており、制度内容に精通している。	-	-	農山漁村振興課	R7.6.16付契約を変更 追加公表分
						-	-		
						-	-		
漁業取締船せいふうに係る漁船保険の加入について	R8.1.13	日本漁船保険組合 (島根県松江市嫁島町9番27号)	3,289,473	第167条の2第1項第2号	漁船損害等補償法による公法人であり、全国共通の保険約款により運営されており、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。	-	-	水産課	
						-	-		
						-	-		
島根県水産技術センター浜田庁舎 機械警備業務委託	R8.1.30	ALSOK山陰株式会社 島根県松江市朝日町477番地17	4,356,000	第167条の2第1項第2号	現在、ALSOK山陰株式会社の機械警備機器が設置されており、これを他社が使用することができないため。他社と契約するためには既存機器の撤去及び新規機器の設置、システム構築の費用が必要となるため。	-	-	水産技術センター	長期継続契約 契約期間5か 年
						-	-		
						-	-		
美味しまね認証支援業務委託	R8.2.24	公益財団法人しまね農業振興公社 松江市黒田町432-1	36,065,375	第167条の2第1項第2号	業務に必要な農業生産工程管理の指導、審査技術を有し、「美味しまね認証」について生産者と利害関係を有しない組織は県内では同公社のみであるため。	-	-	産地支援課	R77.4.1付契約を変更 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 国営宍道湖西岸土地 改良事業 換地業務	R8.2.20	島根県松江市黒田町432番地2 島根県土地改良事業団体連合会 会長 梶野弘和	24,547,600	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・会計規則の運用第66 条第1 項3号(工)	本業務を遂行するためには、換地に関する専門的な知識が必要とされ、また昨年度、一昨年度の換地業務と一連の業務であり、当該換地区の換地計画原案を踏まえたうえで業務を行う必要がある。 島根県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士が多数在籍し、過去の県営ほ場整備事業にかかる換地業務実績を有しており、換地に係る総合的な地元調整能力を有する唯一の団体であることから随意契約するものである。	-	-	農地整備課	R7.4.25付契約を変更 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農業水路等長寿命化・ 防災減災事業 ため池ハザードマップ 作成業務	R8.3.16	島根県土地改良事業団体連合会 会長 梶野弘和 松江市黒田町432番地1	4,730,000	第167条の2第1項第2号	過去の点検実績を踏まえ、防災重点農業用ため池の氾濫解析が実施でき、浸水想定区域図の作成及び歩行困難区域を円滑かつ迅速に推定できる唯一の団体である。	-	-	農地整備課	R7.8.21付契約を変更 追加公表分
						-	-		
						-	-		
令和7年度 農業水路等長寿命化・ 防災減災事業 しまねため池サ ポートセンター運営業務	R8.3.18	島根県土地改良事業団体連合会 会長 梶野弘和 松江市黒田町432番地1	5,189,800	第167条の2第1項第2号	本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。 島根県土地改良事業団体連合会は、これまでにため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を本連合会が管理・運営している「水土里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。	-	-	農地整備課	R7.8.21付契約を変更 追加公表分
						-	-		
						-	-		

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：農林水産部

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（円）	地方自治法施行令適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備 考
						名称	金額		
令和7年度 県単ため池安全確保事業 しまねため池安全管理サポートセンター運営業務	R8.3.18	島根県土地改良事業団体連合会 会長 楳野弘和 松江市黒田町432番地1	2,902,900	第167条の2第1項第2号	本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。 島根県土地改良事業団体連合会は、これまでにため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を本連合会が管理・運営している「水土里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。	—	—	農地整備課	R7.8.21付契約を変更 追加公表分
						—	—		
						—	—		
令和7年度 農地・農業用施設等災害復旧事業 補助申請システム運用業務	R8.3.24	島根県土地改良事業団体連合会 会長 楳野弘和 松江市黒田町432番地1	2,764,300	第167条の2第1項第2号	災害復旧事業の補助申請システムを使用できるのは、島根県および島根県が認めた公共団体(市町村等)と著作権を所有する島根県土地改良事業団体連合会のみである。従って、本業務を執行できるのは、島根県土地改良事業団体連合会以外にない。	—	—	農地整備課	R7.4.1付契約を変更 追加公表分
						—	—		
						—	—		
種苗生産等に関する業務委託	R8.3.12	公益社団法人島根県水産振興協会 会長 久保田 章市 松江市菅田町180番地	95,519,986	第167条の2第1項第2号	栽培漁業を推進する県内唯一の公益法人であるとともに、中間育成放流や放流効果調査も併せて実施するなど効果的な栽培漁業の推進ができる唯一の団体でもあるため	—	—	沿岸漁業振興課	R7.4.1付契約を変更 追加公表分
						—	—		
						—	—		